

一関地区広域行政組合東山清掃センター公害防止協定委員会設置要綱

平成19年7月10日

一関地区広域行政組合告示第22号

(趣旨)

第1 この告示は、東山清掃センターにおける公害防止協定書（以下「協定書」という。）に基づき、東山清掃センター公害防止協定委員会（以下「委員会」という。）の所掌事項、組織、運営方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 協定書の履行状況の確認を行うこと。
- (2) 環境調査及び測定の立会いを行うこと。
- (3) 環境調査及び測定調査結果について意見を述べること。
- (4) その他東山清掃センターの運営に関し、意見を述べること。

(組織及び委員)

第3 委員会の委員は、10人以内をもって組織し、東山清掃センターの周辺住民から推薦された者のうちから管理者が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 委員会は、管理者が招集する。ただし、委員の3分の1以上からの要求があったときは、臨時に招集しなければならない。

- 2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、大東清掃センターにおいて処理する。

(補則)

第7 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に

諮って定める。

制定文（抄）

平成20年4月1日から施行する。